

第七次水俣・芦北地域振興計画

基本構想編



令和2年(2020年)8月

熊本県

水俣・芦北地域は、県南部に位置し、美しい不知火海と九州山地の起伏に富んだ地形を有し、温暖な気候のもと山海の幸や柑橘類など豊富な農林水産物に恵まれ、特色ある文化が育まれた地域です。

しかし、当地域で発生した水俣病は、住民の方々の甚大な健康被害を引き起こすとともに、地域の活力を著しく低下させました。

そうした中、熊本県は、昭和 53 年（1978 年）の閣議了解に基づき、第一次から第六次にわたる「水俣・芦北地域振興計画」を策定し、環境復元のための水俣湾埋立てをはじめ、南九州西回り自動車道等のインフラ整備を進めて参りました。

また、もやい直しによる地域の絆の再生や、水俣・芦北地域雇用創造協議会による産業振興と雇用創出の取組など、地域を活性化するためのソフト事業についても積極的に推し進め、水俣病の影響により疲弊した地域は、大きく変貌してきました。

更には、水俣病の経験から得た教訓を活かした環境への取組を展開する中で、平成 20 年（2008 年）に水俣市が「環境モデル都市」に認定され、平成 25 年（2013 年）には「水銀に関する水俣条約外交会議」が開催されるなど、環境と共生する地域としての歩みを進めて参りました。

こうした取組は、国連が提唱している「SDGs〈持続可能な開発目標〉」の考え方にも通じるものであり、今年 7 月、水俣市が「SDGs 未来都市」に認定されました。今後も SDGs の理念に基づき、当地域の持続可能な地域づくりを更に発展させていくことが重要です。

一方で、当地域は人口減少や高齢化の進行が著しく、地域の活力を維持・継続していくためには、産業振興や交流拡大、水俣病被害者をはじめ、地域住民全体の保健・医療・福祉の向上に向けた取組を引き続き進めていく必要があります。

また、水俣病の歴史や教訓を風化させることなく、後世に継承していくために、今後も継続して、国内外や次世代に水俣病に関する情報を発信していかなければなりません。

このような取組を地元市町と連携して力強く推進していくために、ここに、第七次となる「水俣・芦北地域振興計画」を策定しました。

これまでの計画を発展・継承し、持続可能な地域づくりを発展させていくとともに、水俣病問題に対しても真摯に向き合い、解決に向けた取組を進めて参ります。

国におかれては、これまで本計画に基づく取組に対し、特段の御支援をいただいておりますことに厚くお礼申し上げますとともに、第七次計画につきましても、御理解と御協力いただきますよう、お願いいたします。

最後に、計画策定に御協力いただいた全ての関係者の皆様に深く感謝いたしますとともに、引き続き当地域の振興に全力で取り組んでいくことをお誓い申し上げます。

令和 2 年（2020 年）8 月

熊本県知事 蒲島 郁夫

目 次

I	水俣・芦北地域振興計画の意義・目的	1
II	水俣・芦北地域の概況	2
III	水俣・芦北地域振興計画の成果と課題	
1	計画の変遷	4
2	第六次水俣・芦北地域振興計画までの主な成果	5
3	地域の魅力を高めるために今後取り組むべき課題	9
IV	第七次水俣・芦北地域振興計画の基本的な考え方	
1	計画の基本理念	10
2	計画の重点施策と基本施策	10
3	計画の構成と期間	11
4	計画の推進について	11
V	施策の展開	
	重点施策 不知火海を活かした地域の活力と魅力の向上	13
	（1）豊かな海を活かした取組	
	（2）水俣病の教訓に基づく環境への取組	
	基本施策1 水俣・芦北地域への「流れ」の拡大	15
	（1）地域産業の更なる振興	
	（2）美しい自然環境、豊富な食などを活かした観光振興	
	（3）交流人口の拡大を推進する基盤整備・施設の利活用	
	基本施策2 人が活躍し、心豊かに暮らせる地域づくり	17
	（1）次世代の地域を担う人材の育成と確保	
	（2）生活を彩る芸術・文化・スポーツの振興	
	基本施策3 環境と共生し、誰もが安心して暮らせる地域づくり	18
	（1）地域循環共生圏の実現	
	（2）安心して暮らし続けられる地域づくり	
	（3）地域の保健・医療・福祉の充実	
	参考資料	19
	1 水俣病対策に関する要望書（昭和52年(1977年)12月 熊本県）	
	2 水俣病対策について（昭和53年(1978年)6月20日 閣議了解）	

I 水俣・芦北地域振興計画の意義・目的

水俣・芦北地域は、熊本県南部に位置し、不知火海の恵まれた海洋資源、美しいリアス海岸、九州山地の起伏に富んだ地形のなかで、温暖な気候のもと古くから漁業や農林業が営まれ、特色ある文化が育まれてきた地域である。

しかし、我が国が近代国家として発展を遂げる過程にあって、高度成長期に入るとの時を同じくして発生した水俣病(昭和31年(1956年)5月公式確認)は、地域の住民はもとより、世界にも大きな衝撃を与えた。当地域に甚大な健康被害と自然環境の汚染をもたらし、社会・経済基盤を大きく脆弱化させ、全国的な少子高齢化や都市への人口流出なども相まって、当地域の活力を著しく疲弊させた。

このため、当地域の住民の方々が安心して生活できる条件整備を図る必要があることから、県は特別立法の制定を国に要請したが、昭和53年(1978年)6月20日、国は当地域の振興について「熊本県の具体的提案を待って対処する」との閣議了解(「水俣病対策について」)を行った。

県も、当地域の振興を図るため、国の支援のもと、昭和54年度(1979年度)から六次にわたり「水俣・芦北地域振興計画」を策定し、総合的に施策を展開して当地域の再生と振興に地元市町とともに取り組んできた。

また、平成7年(1995年)の政治解決や、平成21年(2009年)7月に成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」により被害者救済が進められたが、真に水俣病問題の解決を果たすためには、被害者の救済とともに、いわば車の両輪として水俣病の発生により疲弊した当地域の再生と振興を図ることが必要である。

当地域においてこれまで取り組んできた歩みを更に加速させ、将来にわたり地域の活力を維持する『地域の資源を活用し、環境と共生する持続可能な地域づくり』を実現させるために、県では、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間を計画期間とする「第七次水俣・芦北地域振興計画」を地元市町と共に策定し、国の強力な支援のもと、当地域の再生と振興を目指す。

II 水俣・芦北地域の概況

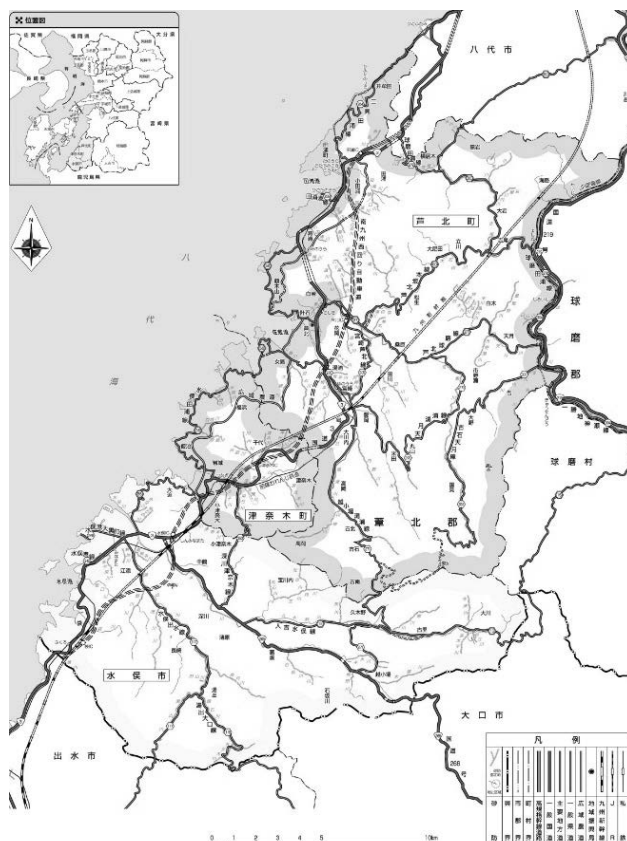
1 水俣・芦北地域

① 位置・面積

水俣・芦北地域は、熊本県の南部に位置し、不知火海の海岸線に沿い北から芦北町、津奈木町、水俣市の1市2町（以下、「3市町」という。）で構成される地域である。

面積は約431.3 km²であり、県土の約5.8%を占めている。

（水俣・芦北地域の位置図）



② 地形

当地域の地形は、九州山地の南西延長部が不知火海に没する位置にあたり、ほとんどの土地が壮年期の山地で形成されており、山地の標高は600～700m程度であるものの、谷が複雑に入り組み山腹の傾斜も急峻である。

海岸部も複雑な屈曲に富むリアス海岸が形成され、平地は河口等の海岸部などにわずかに分布している。地域の中心集落・市街地は、いずれもこの湾入した海岸に中小河川が形成した小規模な沖積低地に立地している。

③ 土地利用

当地域の土地利用は、全体面積431.3 km²の約75.7%が森林で占められ、県全体と比較して13ポイント以上も割合が大きい中山間地域となっている。

また、農用地の占める割合は県全体と比較すると低く、特に田の割合は三分の一程度である。農用地の約3割が樹園地であり、全国有数の生産量を誇る甘夏や不知火類（デコポン）を中心とする柑橘類の栽培が行われている。

〈R1 土地利用現況調査〉〈農林業センサス〉

2 人口

当地域の人口は、約4万4千人（令和元年(2019年)10月1日時点）であり、県人口の約2.5%（県人口：約174万人）となっている。

地域内でみると、中心的都市である水俣市が約2万3千7百人で約53%を占めており、芦北町が約1万6千1百人で約38%、津奈木町が約4千3百人で約10%となっている。

また、年齢3階級別人口構成をみると、当地域は高齢者（65歳以上）の比率が41.7%と、県全体（31.1%）より10.6ポイント高く、県内で最も高齢化が進んでいる地域である。

〈R1 熊本県推計人口調査〉

3 産業

当地域の産業別就業人口の構成は、第一次産業が11.1%で、県全体（9.8%）と同程度である。また、第二次産業は23.3%で県全体（21.1%）よりやや高く、逆に第三次産業は65.7%と県全体（69.1%）よりやや低い。

また、当地域の平成28年（2016年）の市町村内総生産は135,483百万円で、県内の市町村内総生産の約2.3%である。

〈H27 国勢調査/就業状態等基本調査〉〈H28 市町村民経済計算〉

（農業）

農業の平成30年（2018年）主要品目生産量をみると、甘夏ミカンが84%、不知火類（デコポン）が22%、タマネギが23%と、柑橘類とタマネギの県内に占める割合が高く、地域の基幹作物となっている。

〈H30 熊本県果樹振興実績書〉〈H30 産野菜生産出荷統計〉

（林業）

当地域の総面積の75%以上を森林が占めており、その面積は約32,700haである。また、松くい虫被害跡地造林として昭和40年代からスギ・ヒノキが積極的に植林され、人工林率が約79%と県下で最も人工林の高い地域となっている。

〈H30 熊本県統計年鑑〉〈H29 熊本県民有林資源調査〉

（漁業）

漁獲量は年々減少傾向にあるものの、当地域は不知火海に面し多様な水産物を有しており、6次産業化やクマモトオイスター等のブランド化などにより付加価値の向上を図るとともに、漁村の活性化にも取り組んでいる。

〈農林水産統計〉

（工業）

近年の当地域の工業を取り巻く状況は、事業者数及び従事者数ともに全体的に減少傾向が続いているものの、製造品出荷額及び付加価値額については、ここ数年は横ばいの傾向が続いている。

〈H27～30 工業統計調査〉

Ⅲ 水俣・芦北地域振興計画の成果と課題

1 計画の変遷

水俣・芦北地域は、水俣病の発生により、住民が甚大な健康被害と環境破壊の影響を被るとともに、経済基盤や社会基盤の脆弱化、地域の住民や関係者の間で発生した複雑な対立によるコミュニティの崩壊など、様々な深刻な問題が発生した。

これら水俣病の発生に起因する諸問題を克服するため、県では、昭和 53 年（1978 年）の閣議了解に基づき、水俣・芦北地域振興計画を策定し、当地域の振興を図ってきた。

<これまでの計画の変遷>

第一次	計画期間	昭和 54 年度(1979 年度)～60 年度(1985 年度)[7 年間]
	基本目標	水俣病から蘇生していくための新しい地域づくり
第二次	計画期間	昭和 61 年度(1986 年度)～平成 7 年度(1995 年度)[10 年間]
	基本理念	高次な地域イメージの確立
	計画理念	1.地域住民の活力の醸成と社会的評価の回復 2.活力ある地域社会の創造
第三次	計画期間	平成 8 年度(1996 年度)～平成 17 年度(2005 年度)[10 年間]
	基本理念	水俣・芦北地域の活力の再生と創造
	基本目標	1.環境との共生 2.やさしいまちづくり 3.人が集う魅力ある地域づくり 4.足腰の強い産業づくり
第四次	計画期間	平成 18 年度(2006 年度)～平成 22 年度(2010 年度)[5 年間]
	基本理念	多様な環境と共生し、持続的に発展する地域づくり
	基本目標	1.地域の特色や資源を生かした魅力と活力のある地域づくり 2.地域の生活を支える安全で安心な親しみやすい地域づくり
第五次	計画期間	平成 23 年度(2011 年度)～平成 27 年度(2015 年度)[5 年間]
	基本理念	環境への負荷が少ない持続的に発展する地域づくり
	目標	1.産業振興と雇用確保による活力ある地域づくり 2.医療・福祉の充実等による安全・安心な暮らしの確保 3.人が集い自然豊かな地域イメージの確立
第六次	計画期間	平成 28 年度(2016 年度)～令和 2 年度(2020 年度)[5 年間]
	基本理念	環境と経済の好循環を実現し、 『地域の活力と新しい豊かさ』を生み出す地域社会づくり
	目標	1.高い付加価値を生む産業づくり 2.地域を担う人材づくり 3.地域で暮らす安心づくり 4.地域の活性化を支えるまちづくり

2 第六次水俣・芦北地域振興計画までの主な成果

(1) 水俣湾の環境復元と周辺地域の開発

昭和52年(1977年)10月に着手した水俣湾公害防止事業は、水銀値の高い湾奥部を仕切り、そこに比較的水銀値の低い区域に堆積している汚泥を浚渫して埋め立てたもので、平成2年(1990年)3月に完了した。

併せて、水俣湾に生息する水銀に汚染された魚介類が湾外に流出するのを防ぐため、昭和49年(1974年)1月に仕切り網を設置した。その後、水俣湾の魚介類の水銀値は年々低下していき、県は平成9年(1997年)7月に水俣湾内魚介類の安全宣言を行うとともに、同年10月に仕切り網を撤去し、水俣湾の環境復元を実現した。

また、水俣湾埋立地及び周辺地域を水俣再生の拠点とするため、スポーツ施設や親水護岸などからなる水俣広域公園(以下、「エコパーク水俣」という。)を整備した。

現在、エコパーク水俣内及び近隣には、バラ園や観光物産館があり、水俣市立水俣病資料館や熊本県環境センターなども含めて、市民の憩いの場であるとともに、水俣病の歴史と教訓や環境の大切さの情報発信、観光・スポーツなどを一体的に推進する拠点として機能している。

(2) 「もやい直し」と地域住民が主体の地域づくりの取組

水俣病問題から発生した地域住民間の複雑な感情の対立や相互不信により崩壊した地域コミュニティの再生を図ることは、当地域の振興を図るうえで極めて重要な課題であることから、水俣病と正面から向き合い、対話し、協働する「もやい直し」に取り組んできた。

地域コミュニティの再生が進み、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の地域振興に関する助成事業などと相まって、地域コミュニティ組織や民間団体等が主体的となった地域づくりや地域福祉の様々な取組が積極的に行われるようになってきている。

(3) 交通基盤の整備

高規格幹線道路の一環として建設が進められている南九州西回り自動車道は、平成28年(2016年)2月に芦北IC～津奈木IC、平成31年(2019年)3月に津奈木IC～水俣ICが開通するなど着実に整備が進んでいる。

地域内の幹線道路についても整備が着実に進んでおり、特に海岸部を南北に貫く主要地方道水俣田浦線及び一般県道二見田浦線の整備により、風光明媚な海岸線を走るシーサイドロードとして、地域住民や観光客の利便性の向上が図られている。

また、平成23年(2011年)3月の九州新幹線鹿児島ルート全線開業の結果、観光をはじめとした交流人口の拡大などの効果がもたらされている。

更に、地域住民の生活に欠かせない交通手段である肥薩おれんじ鉄道については、観光列車「おれんじ食堂」に代表されるように沿線地域の誘客促進を図る観光資源としての役割も担っている。平成31年(2019年)3月には開業15周年の節目を迎え、令和元年(2019年)6月に台湾鉄路との姉妹線協定を締結するなど、沿線地域活性化の活動・交流拠点としての利活用が期待される。

(4) 地域産業の振興

①農業の振興

全国有数の生産量を誇る甘夏や不知火類（デコポン）等の柑橘類を中心に、サラダたまねぎや、茶、柿など多彩な農業生産を支援するため、減農薬・減化学肥料栽培によるブランド化や農作業の効率化、耕作放棄地の解消に向けた取組、地域の現状や農家のニーズを踏まえた基盤整備などを実施している。

②林業の振興

水資源かん養など公益的機能を持つ森林資源の健全な育成を図るため、間伐等の適正な森林整備、広域基幹林道をはじめとした基盤整備の充実を図っている。

また、林業と建設業等が人材や機材等を相互に補完する林建連携の取組や高性能林業機械等の導入、合板工場（水俣市）の施設拡充など、林業や地域経済の発展に大きく寄与している。

③水産業の振興

当地域の漁港等の水産基盤整備に重点的に取り組むとともに、マダイなどの種苗放流等による水産資源の回復や水産物のブランド化など、漁業従事者の所得向上・安定化に繋がる取組を実施している。

④水俣・芦北地域雇用創造協議会の取組

平成 22 年(2010 年)12 月に県と 3 市町、地域経済団体等からなる「水俣・芦北地域雇用創造協議会」を設置し、地域産業振興と雇用創出の促進を図っている。

(5) 環境関連産業の集積

①みなまたエコタウン（水俣産業団地）の創出

水俣市では、平成 13 年(2001 年)2 月に国（経済産業省・環境省）がゼロ・エミッション（廃棄物ゼロ）構想を進めるために創設したエコタウン事業の承認を受け、市民の高い環境意識を背景に同事業の推進に取り組んだことで、水俣産業団地を中心に 8 社の環境関連産業が集積するとともに、地場産業の育成・技術向上のための支援等を図るため、「みなまた環境テクノセンター」が設置された。

②再生可能エネルギー事業の推進

県では、平成 24 年(2012 年)10 月に「熊本県総合エネルギー計画」を策定し、国の「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の導入を背景に、再生可能エネルギーの導入加速化などを推進している。

当地域においても、再生可能エネルギー事業の立地促進を積極的に進め、現在、水俣市で 4 件、芦北町で 3 件、津奈木町で 1 件の大規模太陽光発電事業の立地協定が実現している。

(6) 観光推進

第二次水俣・芦北地域振興計画以降、当地域の共通基盤である美しい海を守り育て活用することをテーマとして、「地域の自然的、歴史的、文化的資源や施設・

事業を結びつけ、一つの帯状の公園的環境（パークコースト）の形成を図る」芦北七浦パークコースト構想を推進し、御立岬公園をはじめ、地域の実情に応じた様々な交流拠点施設の整備を進めてきた。

第四次水俣・芦北地域振興計画から、地域資源の磨きあげや水俣病の歴史と教訓の発信、人材育成などを一体的に実施する「水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業」に取り組み、水俣病資料館における企画展や地域資源などを活用した環境学習旅行等の誘致などを実施することで、交流人口の拡大と環境先進地としての地域イメージを国内外へ発信した。

第六次水俣・芦北地域振興計画期間（平成 31 年(2019 年)4 月）に、水俣・芦北観光応援社が設立され、新たな旅行商品の開発等に取り組んでいる。

（7）環境先進地としてのイメージの発信・浸透

平成 25 年(2013 年)10 月、水銀が健康及び環境に及ぼすリスクを軽減するため、水銀が産出されて廃棄されるまでのすべての段階にわたって包括的な規制を定める「水銀に関する水俣条約」の外交会議及びその準備会合が水俣市及び熊本市において開催された。

熊本県では、水俣病のような悲劇を二度と起こしてはならないという教訓の発信に努めるとともに、開会記念式典において水銀を使用しない社会の実現を目指す「水銀フリー熊本宣言」を行った。

また、水俣市では平成 28 年度（2016 年度）に水俣環境アカデミアを設置し、国内外からの研修受入れ等を通して、環境に関する取組等を発信している。

（8）保健医療福祉の向上

胎児性・小児性水俣病患者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、平成 19 年度(2007 年度)から、日常生活や社会参加を支援する取組を行うとともに、平成 23 年度(2011 年度)に家族とともに生活できる「ぬくもりの家 潮風」、平成 25 年度(2013 年度)にはケアホームを整備した。また、水俣病患者の入居施設である明水園に個室を整備した。

そのほか、水俣病認定患者の保健指導や地域住民の健康づくりの推進等により、在宅での安心した生活の実現に寄与している。

更には、胎児性水俣病患者等を含む障がい者に対する相談支援体制の充実を図るため、水俣・芦北地域の障がい者相談支援事業所の相談員を増員する支援を行っている。

（9）地域医療体制の整備

平成 21 年度(2009 年度)から平成 25 年度(2013 年度)にかけて、県の調整により熊本大学病院寄附講座から、平成 25 年度(2013 年度)以降は県が運営する「へき地医療支援機構」の調整により社会医療法人等から、吉尾温泉診療所へ定期的に医師派遣を行っている。

また、地域医療にかかる医師を確保するため、熊本大学医学部に在籍している学生のうち、医師が不足する地域の病院等で医師の業務に従事しようとする者に対する修学資金の貸与等を行っている。

(10) 在宅医療提供体制の整備

療養者やその家族が安心して在宅で療養生活を送ることができるよう、訪問看護ステーションで新たに雇用する訪問看護師等の人件費、職員研修費の助成を実施している。また、新たに訪問看護ステーション等を立ち上げる事業所に対して、立上げまでに必要な初期費用や立上げ後の運営経費の支援を行った。

その結果、水俣・芦北地域の訪問看護ステーションで訪問看護師等が新規雇用されたことにより運営体制が充実し、夜間や遠隔地でも訪問看護を利用できる体制整備が促進された。

また、新たに訪問看護サービスを行う事業所が立ち上がり（立地は球磨村）、芦北町内の中山間地域で訪問看護サービス提供体制が整備されるとともに、水俣市内の中山間地域に小規模多機能事業所が開設されたことにより、24時間在宅生活支援サービス体制が強化された。

3市町の委託を受けた水俣芦北圏域在宅医療・介護連携支援センター及び平成31年(2019年)3月に指定した地域在宅医療サポートセンターにおいて、地域における関係者の連携の強化、訪問診療等在宅医療の提供量の増加等に取り組んだ。

3 地域の魅力を高めるために今後取り組むべき課題

水俣病問題は、公式確認から 60 年以上を経過した現在においても最終的な解決を見ておらず、水俣・芦北地域においてはもちろんのこと、熊本県にとっても最重要課題の一つである。

水俣病問題の解決に向けて、水俣病被害者の救済とともに、いわば車の両輪として、水俣病の発生により疲弊した当地域の振興を図り、地域の魅力を向上させる必要がある。

当地域におけるこれまでの取組を更に加速させ、地域経済が活性化し、人口減少時代においても地域社会を維持・継続させることができる、誰もが心豊かな生活をおくることができる地域となることを目指す。

(1) 新たな地域イメージの確立（不知火海の更なる魅力創造）

かつて著しい環境破壊に見舞われた水俣湾を中心とする不知火海沿岸地域は、これまでの様々な取組により美しい環境を取り戻している。

この再生された美しい海を守り、育て、更なる魅力創造・発信を行い、水俣・芦北地域の新たな地域イメージを確立させる。

(2) 地場産業の振興と地域外との交流拡大

当地域は人口減少と高齢化が特に著しい地域であり、地域社会の維持が困難になりつつある。

農林水産業をはじめ、地域内の産業振興を図り高い付加価値を生む産業づくりを強力に推進し、雇用の場を創出するとともに、交流人口・関係人口の増加を図り、都市部等からの移住定住に積極的に取り組んでいく。

(3) 地域を担う人材育成と確保、心豊かな生活の実現

地域の特性を活かした産業振興や次世代の地域を担う人材確保のため、中高生の職業体験等、地域内での人材育成を積極的に行っていく。

また、芸術・文化・スポーツの振興を図り、健康で文化的な生活が実現できる豊かな地域としての魅力を向上させる。

(4) 安心して暮らし続けられる地域づくり

水俣病被害者をはじめ、高齢者や障がい者など、誰もがいきいきと安心して暮らし続けていけるよう、健康づくりの推進や地域の保健・医療・福祉の体制整備を着実に進めていく。

IV 第七次水俣・芦北地域振興計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

当地域の振興に当たっては、水俣病の経験を基に、自然環境の破壊がもたらす恐ろしさとその復元の困難さを改めて認識し、自然環境を地域の大切な共有財産として守り、次世代に引き継ぐ必要がある。

併せて、国連が提唱する「SDGs（持続可能な開発目標）」の考え方に基づき、持続的に発展する地域づくりに取り組む必要があることから、以下のとおり基本理念を定める。

地域の資源を活用し、環境と共生する持続可能な地域づくり

2 計画の重点施策と基本施策

第七次計画において、特に重点的に取り組む事業を「重点施策」、これまでの取組を継続・発展させていくとともに、新たな課題にも対応する事業を「基本施策」として定め、計画を推進する。

【重点施策】 不知火海を活かした地域の活力と魅力の向上

かつて著しい自然破壊に見舞われた水俣湾を中心とする不知火海沿岸地域は、これまでの様々な取組により、美しい環境を取り戻している。この再生された美しい海を守り、育て、活かし、新たな地域イメージを確立させるために「不知火海を活かした地域の活力と魅力の向上」を重点施策として掲げる。

まず、「豊かな海を活かした取組」として、豊かな海づくりや水産業の振興、水産物のブランド化の推進など、不知火海の豊富な資源の活用を図る。

また、「水俣病の教訓に基づく環境への取組」として、水俣病の歴史と教訓を後世に語り継ぎ、環境の大切さを伝えていく取組や、地域の豊かな環境資源を活用した交流人口の増加に寄与する取組等を推進する。

【基本施策1】 水俣・芦北地域への「流れ」の拡大

当地域への「ヒト・カネ」の流れを強化するため、高い付加価値を生む産業づくりを推進し、安定した就業機会の確保と所得向上につながる地域を目指す。

【基本施策2】 人が活躍し、心豊かに暮らせる地域づくり

豊かな自然環境など、当地域の資源を活かした人材育成に取り組むとともに、地域外からの人材を積極的に受け入れていく。また、芸術・文化活動やスポーツの振興により、心豊かな生活を実感できる地域づくりを推進する。

【基本施策3】 環境と共生し、誰もが安心して暮らせる地域づくり

地域に住む一人ひとりが、自分らしく安心して暮らし続けられる地域を作り、当地域の環境配慮への取組の更なる推進を図る。

なお、大規模な自然災害、新型コロナウイルスの感染拡大等に伴う、住民生活・地域経済への影響等の最小化に向けて、国・県・市町が連携して対応していく。

3 計画の構成と期間

水俣・芦北地域の目指す方向性を示した「基本構想編」と、それを推進するための具体的な事業を掲載する「実施計画編」の二部構成とし、計画期間は令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とする。

基本構想編：計画の骨格となる基本理念、目標、施策の方向性などをまとめたもの。

実施計画編：各年度に取り組む具体的な事業をまとめたもので、毎年度策定する。

4 計画の推進について

(1) 施策の着実な推進

施策の具体化に必要な財源確保を図るため、昭和53年(1978年)の閣議了解に基づく国への提案・要望や国の政策との連携により、国庫補助金や交付金等を積極的に活用し、予算の重点化や事業の効率化を進め、着実な施策推進に努める。

なお、本計画は国への提案・要望であるとともに、当地域の振興を図るために必要な施策を総合的にまとめたものであることから、国庫補助金等の支援措置を必要とする施策以外についても掲載する。

(2) 県・市町の各種計画と一体となった地域振興策の推進

本計画は、これまでの成果や課題、社会情勢等を踏まえ、当地域の振興のための取組の基本方針を示すものである。

また、県と市町において、政策全般にわたって、議会の議決などを経て策定される総合計画や各分野における基本計画等があるが、本計画と各種計画が一体となって、県・市町それぞれに具体的な取組を実施し、当地域の振興を推進する。

(3) 計画の推進体制

本計画に掲げる施策について、県と3市町が、連携・協働のもとに取り組むため、以下の組織を設ける。

【水俣・芦北地域振興推進委員会(県)】

副知事を委員長とし、知事部局の部(公室)長、教育長、企業局長で構成し、全庁的な連携強化を図りながら本計画を着実に推進する。

【水俣・芦北地域振興推進協議会(地元市町等)】

当地域の各市町長、議会議長等で構成され、県との連携を図りながら、本計画の実現に向けた施策の推進や国への働きかけなどを行う。

(4) 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団助成事業の積極的活用

公益財団法人水俣・芦北地域振興財団は、水俣病の発生によって経済的・社会的に深刻な影響を受けた地域の再生・振興・協調に関する事業の推進及び国の施策に基づいて要請された金融支援の実施により、当地域の安定・発展に寄与することを目的に設立された。

同財団では、地域住民の自主的な地域づくり等の取組を支援する「地域振興事業」や、地域の環境関連産業を支援する「環境技術研究開発事業」など、地域の安定・発展に寄与するための助成事業を行っている。

今後とも、同財団の助成事業の積極的な活用を促すことで、多様な主体による当地域の振興に資する取組を促進する。

V 施策の展開

重点施策 不知火海を活かした地域の活力と魅力の向上

かつて著しい自然破壊に見舞われた水俣湾を中心とする不知火海沿岸地域は、これまでの様々な取組により、豊かな自然環境を取り戻している。

この再生された美しい海を守り、育て、活かしていくために「不知火海を活かした地域の活力と魅力の向上」を重点施策として掲げる。

豊かな海を育てるための山間部での取組や、環境への負荷を減らす里の暮らしの実践を継続し、当地域の豊かな自然を次世代に引き継ぎ、環境先進地として更なる発展を目指す。

(1) 豊かな海を活かした取組

現在の美しい不知火海において更に豊かな海洋資源を生み出す活力ある海づくりを進め、港湾整備等の基盤整備を進めるとともに、不知火海を活かした交流人口拡大に寄与する取組を行う。

また、エコパーク水俣を中心とする施設整備や御立岬公園の再整備など、不知火海を望む各種施設の更なる充実を図る「ななうらパークコースト・リノベーション」を推進する。

【主な取組】

- 豊かな海づくりの取組(漁場耕うん、覆砂・藻場の造成、種苗放流)
- 水産物ブランド化の推進
- 低炭素型観光の推進
- 津奈木町交流拠点化構想の推進
- 港湾整備等の基盤整備
- エコパーク水俣内スポーツ施設の拡充
- 道の駅「みなまた」の再整備
- 水俣川河口臨海部の振興
- 御立岬公園の再整備
- 平国小学校跡地の利活用
- 肥薩おれんじ鉄道の新駅設置可能性の検討
- 水俣港へのクルーズ船誘致
- 旧国民年金健康保養センターの利活用

(2) 水俣病の教訓に基づく環境への取組

水俣病の歴史と教訓を風化させることなく後世に語り継ぎ、環境の大切さを伝えていくための取組を引き続き進めていく。

また、不知火海をはじめとする当地域の豊かな自然環境や地域資源を活かした交流人口の拡大に繋げる取組や人材育成を推進するとともに、水俣条約発祥の地として、世界に先駆けて水銀フリーの取組を推進する。

【主な取組】

- 水俣病犠牲者慰霊式の開催
- 環境学習旅行等の誘致（水俣・芦北フィールドミュージアム事業等）
- 水俣病の歴史と教訓を次世代に語り継ぐ事業
- 「水俣に学ぶ肥後っ子教室」事業
- 親水護岸及び水俣湾周辺での環境学習の取組
- 水銀フリーの取組
- 水銀灯のLED化推進
- 環境モデル都市の推進

基本施策1 水俣・芦北地域への「流れ」の拡大

(1) 地域産業の更なる振興

これまで取り組んできた産業振興による地域活性化の流れを更に強化するため、地場企業の支援、農林水産業の振興、遊休施設等を活用した企業誘致等、当地域の強みやニーズを活かした取組を進める。

また、農林水産業の担い手育成など、地域を支える第一次産業を次世代に受け継ぐための施策も引き続き力強く進めていく。

【主な取組】

- 水俣・芦北地域雇用創造協議会による地域産業の振興
- 起業家育成・創業支援
- 事業承継支援
- IT企業等多様な形態の企業等の誘致
- 農産物の高付加価値化支援
- 水産物ブランド化の推進(p13 再掲)
- ハゼ(鱸)の実生産の振興
- 農業協同組合の農業参入支援
- 農地集積・耕作放棄地対策
- 農地基盤整備(水田、畑、樹園地)
- 鳥獣害の防止対策

(2) 美しい自然環境、豊富な食などを活かした観光振興

海、山、温泉、食など豊富な観光資源を活かすとともに、これらの観光資源の更なる磨き上げを行い、国内外へ広く情報を発信していく。

また、食関連産業を学ぶ大学と連携し、出張授業やゼミ合宿の誘致を実施することにより、水俣・芦北地域への理解を深めてもらう取組を進める。

【主な取組】

- くまもつ観光地域応援社の取組
- くまモンを活用した観光・物産情報発信等
- 熊本ゆかりの漫画・アニメ等と連携した取組
- イベントを活用した誘客促進
- ガストロノミーマネジメントの強化
- サイクルツーリズムの推進

(3) 交流人口の拡大を推進する基盤整備・施設の利活用

地域経済に大きな波及効果をもたらす南九州西回り自動車道について、県内整備区間の完了にむけて引き続き重点的な整備を求めていくとともに、同自動車道へのアクセス道路の整備を推進する。

不知火海沿岸の景観を活かした観光振興等に資する幹線道路及び防災安全のための中山間地の生活道路等、水俣・芦北地域の基盤となる地方道の整備や地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築を図る。

また、地域内の遊休施設等を有効利用するため、地域の実情に即した新たな活用を図っていく。

【主な取組】

- 南九州西回り自動車道の整備
- 南九州西回り自動車道のアクセス道路等の整備
- 観光振興や地域づくりに資する道路の整備
- 並行在来線対策事業
- サイクルトレインの実施
- 肥薩おれんじ鉄道の新駅設置可能性の検討（p13 再掲）
- 遊休施設を活用したコミュニティ拠点づくり
- 旧国民年金健康保養センターの利活用（p13 再掲）

基本施策2 人が活躍し、心豊かに暮らせる地域づくり

(1) 次世代の地域を担う人材の育成と確保

農林水産業をはじめとする地域産業の特性やポテンシャルを活かす人材を育て、若年層への就業支援を強化し、地域内での就業対策とともに、都市圏等から人を呼び込む取組を推進する。

【主な取組】

- 就職支援相談窓口の充実
- 若年層の定着支援の取組
- 農業技術や農業経営等に関する講座の実施
- 新規就農者育成体制の構築
- 移住定住施策の推進（空き家バンク、移住ツアーや相談会の実施等）
- 地域外の人材の受入れ推進（地域おこし協力隊等）

(2) 生活を彩る芸術・文化・スポーツの振興

当地域の特色ある芸術・文化活動の振興を図るため、美術館等の既存施設を活用した取組を行う。

また、豊かな自然環境や各種のスポーツ施設等、地域資源を最大限に活用して、スポーツイベントの開催や大会・合宿誘致を推進し、スポーツを通じた交流活動推進の取組を進める。

【主な取組】

- 美術館を活用したアートプロジェクト
- アートツーリズムの推進
- スポーツを通じた人材育成事業
- エコパーク水俣内スポーツ施設の拡充（p13 再掲）

基本施策3 環境と共生し、誰もが安心して暮らせる地域づくり

(1) 地域循環共生圏の実現

再生可能な資源が循環する地域循環共生圏の実現を目指し、地域資源を保全・活用するとともに、地域づくり活動等の支援を行っていく。

【主な取組】

- 地域づくりチャレンジ推進事業を活用した地域づくりの支援
- 再生可能エネルギーの適切な導入促進
- 環境保全型農業推進モデル展示ほ(圃)の設置

(2) 安心して暮らし続けられる地域づくり

地域住民が安全・安心な生活ができるよう、市町間の連携や県による補完などにより、施設の適切な維持管理を含め、地域の防災力を高める基盤整備や住民の防災・減災意識の向上等、ハード・ソフト両面にわたる施策を推進する。

【主な取組】

- 遊休施設を活用したコミュニティ拠点づくり (p16 再掲)
- 公共施設の適切な維持管理・改築更新
- 生活交通対策に関する取組
- 公営住宅の整備・改修
- 治山・砂防・急傾斜・河川・海岸・道路・港湾施設等防災対策
- 土砂災害警戒区域等の指定・周知、防災タイムラインの策定・活用等、各種ソフト対策の推進
- 水俣市役所新庁舎の建設

(3) 地域の保健・医療・福祉の充実

誰もが必要なサービスを受けながら住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の保健・医療・福祉の体制整備や健康づくりの取組を推進する。

【主な取組】

- 胎児性・小児性水俣病患者等の日常生活の支援
- 地域医療体制の整備
- ICTを活用したへき地医療の体制強化
- 地域包括ケアの体制整備
- 安心して子どもを生み育てられる地域づくり

参 考 資 料

- ① 水俣病対策に関する要望書（昭和 52 年（1977 年）12 月 熊本県）
- ② 水俣病対策について（昭和 53 年（1978 年）6 月 20 日 閣議了解）

水俣病対策に関する

要 望 書



昭和 52 年 12 月

熊 本 県

水俣病対策に関する要望

当県の大きな課題であります水俣病対策につきましては、格別の御高配をいただいていることについて、厚く御礼申し上げます。

水俣病認定業務につきましては、10月から「150人検診、120人審査」の態勢も一応整い、4,300名を超える滞留者の解消に鋭意努力しているところでありますが、今なお月100件を超える新たな申請があり、かつ、これらの申請者は26都府県にわたっていて、滞留者はむしろ増加する現状であります。

については認定業務を促進し、公害被害者の迅速な救済を図るためには、これまで度々要望しているように制度の改正等抜本的な対策と併せて当面の対策について緊急に所要の措置を講ずる必要があります。

水俣・芦北地域の振興につきましては、有機水銀の汚染に暴露された当地域を、魅力的で活力ある地域社会として再生を図るための地域振興を進める必要があります。

また、水俣湾堆積汚泥処理事業につきましては、これが確実に、かつ、速やかに実施されるため、国の財政上の全面的な援助が必要であります。

53年度予算編成期にあたり、水俣病対策について当県の実情を御賢察の上、制度の改正等を含めて所要の措置を講じられるようお願い申し上げます。

昭和52年12月

熊本県知事 沢田 一 精

目 次

1	水俣病認定業務促進対策	5
2	水俣・芦北地域の振興対策	8
3	水俣湾堆積汚泥処理事業	11

1 水俣病認定業務促進対策

〔1〕抜本的対策

1 要望する事項

水俣病被害者の救済に万全を期するため、次の事項を内容とする特別立法を制定されたい。

- (1) 有機水銀の汚染に暴露された地域を指定し、そこに居住歴を有する者で一定の要件を満たすものについて、知事は健康管理手帳を交付し健康診断等の健康管理を行う。
- (2) (1)の健康診断において、一定の症状を有すると認められる者について、知事は必要な医療費（健康保険の自己負担分）を支給するものとし、それに要する経費は全額国において負担するほか指定地域の市町村の国民健康保険事業に対して国の援助を現行の100分の40から100分の60に引き上げる。
- (3) (1)の健康管理の対象者は環境庁長官に対し水俣病の認定の申請をすることができるものとし、その認定業務は環境庁長官が行う。
- (4) 知事が行う水俣病被害者救済のための事務処理に要する経費の4分の3（現行2分の1）を国が負担する。
- (5) 政府系金融機関等は、加害企業の民事責任の履行に要する資金について必要な融資を行うことができるようにする。

2 要望する理由

医学的に判断の難しい水俣病について、多数かつ広域にわたる認定申請者一人一人について迅速に認定業務を行うことは、現行制度のもとでは極めて困難であり、一県の処理能力を遙かに超えるものである。

したがって認定業務は国の行財政力をもって行い、県は本来もつとも重

要で、かつ、急を要する関係住民の健康管理を含む医療救済業務を行うこととする等、現行制度を抜本的に改善する必要がある。

〔2〕当面の対策

1 要望する事項

水俣病認定業務促進を図るための現行制度の抜本的改善が実現するまでの間、当面の対策として、次の事項について、その具体策と、それに必要な予算措置を講じられたい。

- (1) 審査・認定基準を今後更に明確にすること。
- (2) 症例研究班は判断困難な事例の認定促進に資するものとする。
- (3) 検診業務の促進を図るための措置を講じること。
 - ① 検診のための常駐医の確保
 - ② 県外における検診窓口の整備
 - ③ 検診促進に必要な施設及び機器の整備
 - ④ 国立水俣病研究センターでの検診の実施
 - ⑤ 検診内容等の統一整理
 - ⑥ 病理解剖態勢の整備
- (4) 認定申請者の医療救済措置としての認定申請者治療研究事業を早急に改善すること。
- (5) 加害企業の経営健全化のための行政指導を強化すること。
- (6) 認定業務を促進するために必要な財政援助の措置を講じること。

2 要望する理由

水俣病被害者の救済は一日もゆるがせにできないことから、現行制度の抜本的な改善が実現されるまでの間、認定業務の促進を図るための当面の具体策を早急に講じる必要がある。

2 水俣・芦北地域の振興対策

1 要望する事項

(1) 有機水銀の汚染に暴露され、生活環境が破壊された水俣・芦北地域は多数の地域住民の健康が損なわれ、経済的、社会的にも脆弱化しているため、本地域の振興を図るため、次の施策を講じられたい。

- ① 交通ネットワークの整備
- ② 農林漁業の振興
- ③ 海洋レクリエーション基地建設等による観光開発
- ④ 大規模工業団地の造成と無公害企業の誘致促進
- ⑤ 福祉の向上
- ⑥ 教育の振興

(2) 上記(1)の施策を推進するため、次の事項を内容とする「地域振興のための特別立法」を早期に制定されたい。

① 地域振興計画

国は、知事の意見を聞いて有機水銀汚染地域の振興計画を策定し、その実施に必要な経費については予算に計上すること。

② 補助率の優遇措置

国は、関係地方公共団体が上記(1)の振興計画に基づき実施する事業に係る補助率等については特別の優遇措置をとること。

③ 地方債の優遇措置

国は、関係地方公共団体が上記(1)の振興計画に基づき実施する事業に係る地方債については、長期かつ低利資金の融資等特別の優遇措置をとること。

④ 交付税における優遇措置

国は、関係地方公共団体が地域振興のために行う地方税の課税免除、

不均一課税による措置等に関して、当該地方公共団体が被る減収分について、交付税上特別の優遇措置をとること。

⑤ 進出企業への優遇措置

国は、地域振興上必要がある場合は、同地域に進出する企業に対し、租税上特別の優遇措置をとるほか、必要な補助金等の交付を行うこと。

⑥ 資金の貸付け

国及び関係機関は、地域振興上必要があると認める場合は、中小企業経営者、農業、漁業従事者に対し、特に有利な条件で資金の融資を行うこと。

(3) 昭和53年度(当面)実施を必要とする下記主要事業(施策)について別枠により大幅な予算の確保を図らきたい。

① 道路の整備

- ア 国道3号線の整備
- イ 国道268号線の整備
- ウ 主要地方道芦北球磨線の整備
- エ 県道人吉水俣線の主要地方道への昇格
- オ 芦北海岸沿岸県道の整備

② 鉄道の整備

- ア 新幹線鉄道の早期着工
- イ 国鉄鹿児島本線八代水俣間の複線化

③ 都市開発整備

- ア 古賀牧の内線街路整備事業
- イ 花西諏訪線 //
- ウ 佐敷臨港線 //
- エ 水俣市公共下水道事業
- オ 水俣市白浜、丸島、百間都市下水路事業

④ 港湾の整備

ア 佐敷港改修事業

イ 田浦港 〃

⑤ 農林漁業の振興

ア 農村総合整備モデル事業

イ 農村基盤整備事業

ウ 農道整備（基幹農道舗装・農免農道）

エ 開拓地整備（道路補修）

オ 崩平線林道開設事業

カ 林業集落基盤整備事業

キ 合串漁港修築事業

ク 田浦漁港改修事業

ケ 漁業集落環境整備事業

コ 不知火海沿岸漁業振興事業（沿岸漁場整備開発事業）

⑥ 海洋レクリエーション基地の整備

国民年金保養センター設置

⑦ 河川改修事業の促進

水俣川、湯出川、赤松川、佐敷川、津奈木川及び千代川の改修整備

2 要望する理由

水俣・芦北地域を魅力的で活力ある地域社会として再生するためには、水俣病の根本解決は勿論であるが、地域振興を促進する必要があるため当面53年度においては、既存制度による特段の措置を図るとともに「地域振興のための特別立法」を早期に制定する必要がある。

3 水俣湾堆積汚泥処理事業

1 要望する事項

水俣湾堆積汚泥処理事業にかかる次の事項について格段の配慮をされたい。

- (1) 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「財特法」という。）第3条第3項による自治大臣の指定は、年度ごと事業ではなく全体事業を指定されたい。
- (2) 水俣湾堆積汚泥処理事業に要する費用のうち、県が負担すべき分について、全額政府資金による起債を認め、起債の元利償還金の交付税算入率を引上げられたい。
なお、事務費については、本事業の特殊性にかんがみ一般公共事業に比較して余分の経費を必要とするので、全額補助対象とされたい。
- (3) 水俣湾堆積汚泥処理事業に要する費用のうち、原因企業であるチッソ(株)が負担すべき分について、今後も50年度と同様の措置を講じられたい。
- (4) 水俣市が事業主体である丸島、百間水路の公害防止事業についても、財特法が適用されるよう制度改正を行うとともに、起債等についても上記(2)・(3)に準じた措置を講じられたい。

2 要望する理由

水俣湾堆積汚泥処理事業は193億円に及ぶ多額の事業費を要するが、これが確実に、かつ、速やかに実施されるためには、財政上国の全面的な援助が必要である。

水 俣 病 対 策 に つ い て

昭和 53 年 6 月 20 日
閣 議 了 解

第一 認定業務の促進

- 一 環境庁から関係知事及び市長へ認定業務の促進に係る通知を発する。
- 二 旧法時の申請者でいまだ知事の処分が行われていない者は環境庁長官に認定処分を求めることができることとする立法措置が円滑に行われるよう、政府としても所要の準備を行う。

第二 チッソ株式会社に対する金融支援措置

チッソ株式会社の現況に鑑み、水俣病患者に対する補償金の支払は原因者たる同社の負担において行うべきであるという原因者負担の原則を堅持しつつ、次の内容の金融支援措置により、同社の経営基盤の維持・強化を通じて患者に対する補償金支払に支障が生じないよう配慮するとともに、併せて地域経済・社会の安定に資するものとする。

一 関係金融機関に対する要請

- (1) 関係金融機関に対し、チッソ株式会社に対する貸付金の元本償還の繰延、金利の減免及びたな上げ等現在実施中の金融特別措置を同社が公的資金による借入の返済を終了するまで維持するとともに、今後の同社の事業の継続に直接必要な資金についても引き続き支援するよう要請する。
- (2) 熊本県がチッソ株式会社に対する金融支援を行うために発行する地方債のうち、同社が支払うべき毎年度の補償金支払総額又は資金不足額のいずれか少ない額から下記二による引受額を差し引いた額に係る

部分については、関係金融機関の引受を要請する。

二 地方債の引受

熊本県がチッソ株式会社への金融支援を行うために発行する地方債のうち、同社が支払うべき毎年度の補償金総額に 0.6 を乗じた額又は資金不足額のいずれか少ない額に係る部分については、資金運用部が引き受ける。

三 熊本県財政への配慮

熊本県がチッソ株式会社に対する金融支援を行うために発行した地方債の償還財源の確保が困難となった場合においては、国において所要の措置を講ずるものとし、その具体策は、関係大臣が協議のうえ、決定するものとする。

第三 関係行政機関、業界等によるその他の支援措置

通商産業省等関係行政機関は、チッソ株式会社の経営強化について支援を行うとともに、経済団体及び関係業界の協力を要請する。

第四 水俣・芦北地域の振興

熊本県の具体的提案を待つて対処する。

発行者：熊本県
所 属：地域振興課
発行年度：令和2年度